

久留米市オンライン商談コンテンツ作成支援補助金申請手続き

I 概要

新型コロナウイルス感染症の影響の中、事業者の非対面型の営業活動を支援するため、オンライン商談やオンライン展示会などで、事業者が企業PRや製品・技術紹介するためのデジタルコンテンツを作成することを支援します。

II 補助額

補助上限額 30万円 補助率 3/4

※詳しくは、【V 補助対象事業】、【VI 補助対象経費】をご確認ください。

III 補助対象者

補助金は、次の全ての要件を満たす事業者を対象とします。

- 1 久留米市内に事業所を有し、事業を実施している中小法人・個人事業者であること。
- 2 市税を滞納していないこと。
- 3 暴力団、暴力団員及び、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
(法人の場合は、代表者及び役員等が上記に該当しないこと。)

IV 申請から交付までの流れ

1 交付申請・交付決定

「VII 提出書類」をご確認いただき、申請に必要な書類をご準備ください。

申請順に審査を行います。必要書類がすべて整っているものに限り受付しますので、お早めにご準備をお願いします。

なお、オンラインコンテンツ作成の委託契約の前に交付申請・決定を受ける必要があります。申請書類は、差出人住所・氏名を封筒裏面に記載し、下記宛先に郵送してください。

申請受付期間 : **令和2年10月6日(火)から 当面の間***

※令和3年3月31日(水)までに、事業完了が見込めること。

【宛先】〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所 商工政策課 宛

申請受付後、市審査を経て、受付後20日を目途に、交付又は不交付決定通知を郵送します。

2 事業実施

事業計画書に記載する「事業の実施予定期間」内において、オンラインコンテンツの作成に取り組んでください。

実施期間は、交付決定日から任意の期間(最長で**令和3年3月31日**まで)を指定することができます。

なお、申請時の計画より変更となる場合は、計画変更の手続きが必要となりますので、久留米市商工政策課にご相談下さい。

3 実績報告

「VII 提出書類」をご確認いただき、手続きに必要な書類をご準備ください。

提出先は、「1 交付申請・交付決定」と同じ、久留米市商工政策課です。

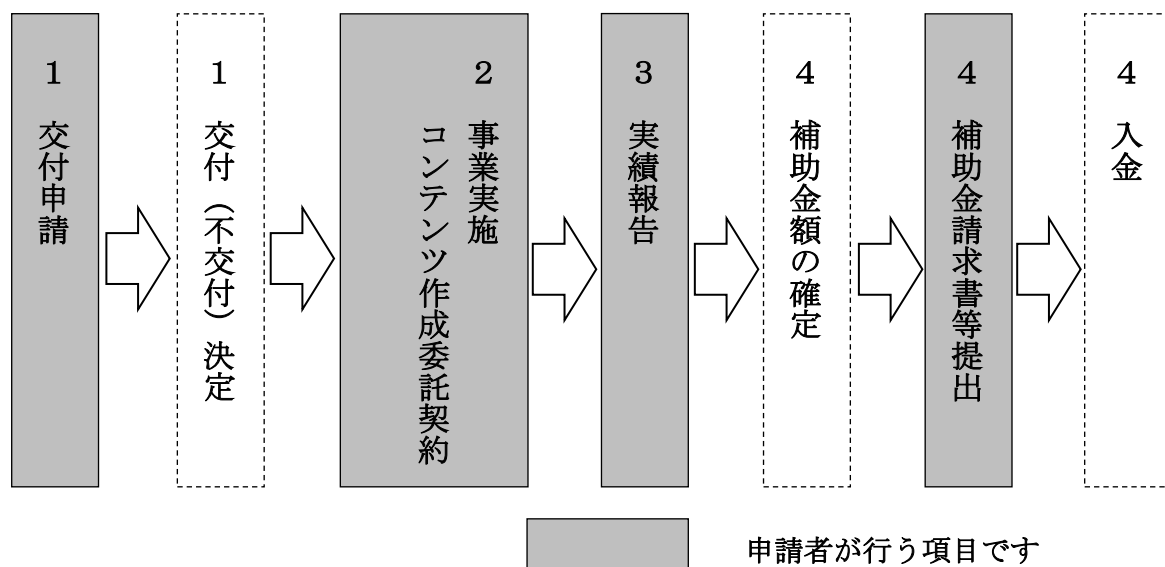
提出期限は、実施期間完了日の翌日から起算して1か月を超過した日又は**令和3年3月31日**の早い方となります(取り組み完了後、速やかにご提出をお願いします。)

4 補助金額の確定・入金

ご提出された実績報告書類を市で審査し、補助金額を確定します。

金額確定後、市から申請者に確定通知と補助金請求書等支払いに必要な書類を送付します。
請求書等支払いに必要な書類を提出後、2～3週間を目安に入金となります。

【全体の流れ】



V 補助対象事業

本事業では、オンライン商談やオンライン展示会などで使用する、企業PRや製品・技術紹介のためのデジタルコンテンツを作成する事業が補助対象事業となります。

VI 補助対象経費

対象経費	補助率	全体補助上限額	具体例
委託費	3/4	30万円	デジタルコンテンツの作成に係る以下の委託費用 ・動画の作成（企画から撮影、編集、DVD作成など） ・製品のデジタルカタログの作成（企画から撮影、編集、作成など）

【留意事項】

- ・自社での作成に係る費用やデジタルコンテンツの作成に直接関係しない経費は対象外です。
- ・実施期間内（最長で令和3年3月31日まで）に事業完了した経費が対象となります。
- ・補助対象事業の完了期限（最長令和3年3月31日）までに支払い（クレジットカードによる場合は銀行口座からの引き落とし）が確認できたものが対象となります。
- ・国や地方公共団体が実施する制度と重複する場合は、対象外となります（例：同じデジタルコンテンツでの二重申請は不可）。
- ・補助対象経費に、消費税及び地方消費税は含まれません。
- ・算出された補助金の合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとします。

【参考：対象外経費の例】

項目	具体例
デジタルコンテンツ作成以外の委託費	紙での印刷、ホームページへの掲載など
通信費など	インターネット回線、プロバイダ、電話回線利用料、ドメイン取得料、サーバー契約料 など
パソコン等設備購入費	パソコン、周辺機器、ソフトウェア など
消耗品費	DVD、CDなどのメディア、用紙、プリンターインク など
消費税	-
間接費	送料、振込手数料 など

VII 提出書類

必要書類が全て整っているものだけに限り、受付をします。以下をご確認のうえご準備ください。提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。

また、申請書等の様式や記入例は、市ホームページからダウンロードできます。

[久留米市オンライン商談コンテンツ作成支援補助金](#) で検索ください。

1 交付申請時

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- (4) 役員等調書及び照会承諾書（第4号様式）
- (5) 市税の滞納なし証明書
- (6) 法人等の登記事項証明書（個人事業主の場合は確定申告書の写し）
- (7) 経費算出の根拠となる資料（見積書など）

様式はコチラ



2 実績報告時

- (1) 実績報告書（第7号様式）
 - ※提出期限（事業完了日の翌日から起算して1か月を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日）に留意し、お早めに準備ください。
- (2) 成果報告書（第8号様式）
- (3) 支出した経費の事実を証明する領収書等
 - ※領収書に加えて、契約書等の経費の内容および発注日がわかる資料
- (4) 作成したデジタルコンテンツ
 - ※DVDやCDなどの記録媒体にて提出ください。

【留意事項】

- ・領収書は、市が確認後に写しを取り、原本を返却します（原本の提出が必要です）。
- ・請求書、領収書等については、発行日や総額だけでなく、経費等の内訳が分かる必要があります。
- ・クレジットカードによる支払いの場合、実施期間内に引き落としが完了している必要があります。実施期間外に引き落としになった場合は補助対象に含めることができなくなりますので、ご注意ください。なお、クレジットカードによる支払いは、一括払いに限ります。
- ・補助金の交付申請書及び実績報告において、補助対象経費、補助金申請額及び補助金実績報告額の記載にあって使用できる通貨の単位については、日本国通貨（円）に限ります。

VIII その他

- ・必要に応じ、本補助金が適正に活用されているか確認を行うため、書類の追加提出及び説明を求める場合や、現地確認等を行う場合があります。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、久留米市に補助金を返還していただきます。
- ・申請者に対して、交付決定後であっても、補助金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことがあります。

IX 補助金に関するお問合せ先

久留米市商工観光労働部商工政策課

電 話：0942-30-9133

ファクス：0942-30-9707

資料 よくあるお問い合わせ

Q1. デジタルコンテンツとは何ですか？

A1. コンピューターなどのデジタル機器で再生できる静止画、動画、音楽、文章などの情報のことを指します。本補助金の事例として、インターネット上で再生できる動画や閲覧できる静止画・文書で構成されるカタログなどです。

Q2. 交付決定前に作成したデジタルコンテンツも対象となりますか？

A2. 交付決定前の契約や作成したデジタルコンテンツは対象外です。

Q3. デジタルコンテンツを自社で製作した場合も対象となりますか？

A3. 自社で製作したものは対象外です。

Q4. デジタルコンテンツを自社サイトや動画配信サービスなどに登録するなどの経費は対象となりますか？

A4. デジタルコンテンツの作成に直接かかる経費以外は対象外です。

Q5. デジタルコンテンツをオンライン商談や展示会などの営業活動以外に使用してよいか？

A5. 作成したデジタルコンテンツをオンライン商談や展示会などの営業活動以外にも、自社のPRなど他の事業活動に使用していただいても差し支えありません。ただし、作成するデジタルコンテンツが商談等で使用する内容であることが前提となります。

Q6. デジタルコンテンツが消費者向けの内容でも補助金の対象となるか？

A6. 対象とはなりません。作成するデジタルコンテンツは企業間取引（BtoB）の商談に使用するものとなります。

Q7. 自社が販売するデジタルコンテンツの作成費用は補助金の対象となるか？

A7. デジタルコンテンツ自体が自社の製品・サービスとなる場合は対象とはなりません。

Q8. 補助上限額を超えていても、対象経費は全て記載する必要がありますか？

A8. 事業計画を確認するため、原則、記載いただくようお願いします。提出いただいた実施計画で申請された経費の一部が補助対象外になる場合があります。この場合も対象経費を追加することは出来ませんので、あらかじめ交付申請時に対象経費を全て記載してください。

Q9. 交付申請した金額や時期など変更することはできますか？

A9. 市商工政策課に相談ください。

Q10. 来年度も同様の補助は実施予定ですか？

A10. 来年度以降の実施については、現時点では未定です。